

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 元

1 日時

平成 27 年 3 月 19 日（木曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 41 分散会

（うち休憩 午前 11 時 37 分～午前 11 時 38 分、午前 11 時 47 分～午前 11 時 51 分、
午前 11 時 59 分～午後 1 時 1 分、午後 1 時 19 分～午後 1 時 23 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤澤担当書記、引屋敷担当書記、高橋併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、菅原副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
永井商工企画室企画課長、山村経営支援課総括課長、
鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長、佐藤自動車産業振興課長、
佐藤産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長

(2) 教育委員会

高橋教育長、八重樫教育次長兼教育企画室長、平賀教育次長兼学校教育室長、
金田参事兼教職員課総括課長、小畑予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、松葉首席指導主事兼特命課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、
佐々木特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

山形首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第 33 号 県が締結する契約に関する条例

イ 議案第 54 号 中小企業振興条例

ウ 議案第 55 号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第 139 号 労働時間法制の規制強化と安定した雇用の確立を求める請願

イ 受理番号第 140 号 2015 年度最低賃金引き上げに関する請願

ウ 受理番号第 143 号 平成 27 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第 46 号 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 33 号県が締結する契約に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千田労働課長 議案第 33 号県が締結する契約に関する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 2）の 40 ページに掲載されておりますが、便宜お手元に配付させていただきました資料、県が締結する契約に関する条例案要綱により御説明します。

第 1 の制定の趣旨であります。県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者の持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取り組みの促進を図り、もって県民福祉の増進に資するようにしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容であります。資料 2 ページの図により御説明いたします。

第 1 条の目的については、ただいま御説明しました制定の趣旨に同じでございます。

第 2 条、定義でございますが、条例の対象となる県契約を工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、指定管理協定とし、工事請負契約、業務委託契約、指定管

理協定のうち、第8条の特定県契約にかかる措置の適用を受けるものとして規則で定めるものを特定県契約としてごさいます。

第3条、基本理念でございすが、(1)の県契約において確保すべき事項として、透明性並びに競争の公正性、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的にすぐれた内容となっていること、県契約にかかる業務に従事する者の適正な労働条件、これらを掲げています。

また、(2)の県契約において配慮すべき事業者の取り組みとしては、①といたしまして雇用の確保や中小企業者の受注機会の確保など持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取り組みを、また②では、障がい者の雇用促進や、安全安心な生活に資する活動など社会的な価値の向上に資する取り組みを定めております。

第4条では県の責務を、第5条では受注者及び下請負者等の責務を定めてごさいます。

第6条、基本理念の実現を図るための取り組みの取りまとめ等につきましては、基本理念に掲げる事項を確保し、また促進するための県の取り組みを取りまとめ、その結果を県契約に適切に反映していくこととしてごさいます。

第7条、受注者及び下請負者等の法令遵守につきましては、県は受注者及び下請負者等に対し、賃金及び社会保険に関する法令の遵守を求めるものとしてごさいます。

第8条、特定県契約に係る措置につきましては、県は特定受注者から法令の遵守状況についての報告を求め、報告の求めに応じないときなどは受注者を調査できることとしてごさいます。なお、報告や調査の事務につきましては規則で定めることとなつてごさいます。

第9条から第16条、契約審議会につきましては、適切な県契約の締結及び履行の確保、並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保などの施策に関する重要事項を調査、審議するために設置するものとし、委員の構成は学識経験者7人以内、任期は3年としてごさいます。

補則、見直し規定でございすが、条例の施行後3年、平成30年度末を目途として社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしてごさいます。

施行期日でございすが、第1条から第3条までと、第9条から第16条までの契約審議会につきましては平成27年4月1日から施行し、第4条から第7条までについては、平成28年4月1日から施行します。第8条の特定県契約に係る措置につきましては平成29年4月1日までの間において、規則で定める日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 二つお聞きいたしますが、一つは審議会です。条例がきちんと浸透するためには、審議会の役割が非常に重要であります。この審議会のメンバーについてどういふ方々を想定されているのか。それから、具体的にどういふ内容を審議するのかということ、開催頻度、考えられているものがあれば教えていただきたいと思ひます。

○千田労働課長 審議会の具体的な構成委員につきましては、現在検討中でございますけれども、県の契約といいますか、公共調達に知見を有する方々に掘り下げた議論をしていただきたいということで、7名程度を考えてございます。人選につきましては、行われているところでございます。

審議内容でございますが、一つは第6条で、この基本理念実現のために県の取り組みを取りまとめることとしてございますが、それらを全庁的に取りまとめまして、それを審議会に諮って御意見をいただくということがございますし、もう一つは条例で規則に落としている部分がございます。特定県契約をどの範囲とするか、あるいは実際にその報告調査をどのような手続で行うか、その辺も審議会の中で議論していくという形になってございます。

開催頻度でございますが、平成27年度は二、三回開催するようなイメージで考えてございます。

○神崎浩之委員 ぜひこの条例が絵に描いた餅にならないように、この審議会ですっかりと審議していただきたい。

それから、もう一つは地域経済の振興に資する取り組みということで、私もそうでありますし、パブコメの意見でもありましたように、すごく期待している部分もあると思います。そこで、(2)に障がい者、その他の就業に関すること、それから県民の安全安心な生活に資する活動、環境、男女共同参画の推進等、こういういろんな項目がありますが、この条例は商工労働観光部で所管していくと思っておりますけれども、これらの地域要件とか、こういうものは誰が決めていくのか。例えば各部局の事業によって、もしかすれば内容が違うのではないかなというような推測もするわけであります。そこで、例えば総務部で基準みたいなものを決めていくのか、それとも商工労働観光部なのか、それとも契約する担当課がこの事業についてはこういう地域要件ですよということを決めるのか、その辺はどういうふうに行われていくのかお伺いしたいと思います。

○千田労働課長 障がい者雇用を例に申し上げますと、私ども商工労働観光部で、障がい者雇用をぜひとも全庁的に推進していきたい、これを各部局の契約を通じて履行していきたいということを、全庁に諮ります。それで、各部局の了解が得られれば、県全体としての取り組みとして位置づけて各部局が足並みをそろえてやっていくということになります。例えば環境生活部で環境を推進していきたい、グリーン調達というものがございましてけれども、あれを岩手県全体としてやっていきたいということになれば、環境生活部から改めて各部局に出していただきまして、各部局がそれを了とすれば、全庁で足並みをそろえて、みんなでやっていくというようなイメージで考えてございます。

ですので、誰が決めてやるのかという話になりますと、各部局が、それぞれ持っている政策のどれを県契約を通じてやっていくかというのを提起しますが、あとはそれを全庁で了承すれば、皆でやっていくというような形になると思います。

○神崎浩之委員 各部局から上がって、それを全庁的な基準でやっていくということだと

思います。これいつごろまでに基準を決めていくのか、結構大変な作業になるのではないかと思います。値段というのは一番簡単ですよ、単純に高い安い話ですから。こういうことは非常に重要なのですけれども、基準のつくり方というのは非常に難しいのではないかと、でもみんなが期待していることでありますので、その辺について頑張ってください。いつごろまでに基準を決めていくのか、それを伺いたいと思います。

○千田労働課長 第6条に基づきます県の取り組みにつきましては、早速新年度から検討に入りたいと思っております。私ども商工労働観光部から全庁に何をどうやっていくのか検討してほしいということで声かけをして、それをまとめて平成28年4月1日から実行に移していきたい。ただ、それで終わりということではなくて、毎年度ローリングしながら拡充を図っていくこととなりますので、まずは第一弾、平成28年4月1日にスタートできる取り組みを1年かけてつくってまいりたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 いわゆる公契約条例、今回の条例の名称は県が締結する契約に関する条例ですけれども、目的の第1条では、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに運用、そして、第3条では基本理念が3項目ありますけれども、3項目には県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件とある。目的と基本理念、これは半歩前進だと思うのです。ただ問題は、このために条例を制定するのだけれども、実効性があるかなのです。適正な労働条件の確保、これをどうやって図っていくのか。条例には、その実効性はどうか担保されていますか。

○千田労働課長 この条例に基づきます労働条件の確保のための方策でございますが、一つには、先ほど申し上げました第6条の規定に基づき、県として入札契約制度上のさまざまな取り組みを取りまとめることとなりますが、その中で検討を具体化するということとなります。例えばでございますが、県営建設工事の入札参加資格の審査におきまして、現在社会保険に未加入の企業は排除されているわけでございますが、同様の取り組みを他の契約にも拡大できないか、導入できないか、そういった検討ですとか、あるいは、総合評価落札方式における加点の評価項目に従業員の労働条件面での評価項目を加えることができないか、そういったことを検討し、可能なものはこれくらいにするということ、一つには適正な労働条件の確保を図っていききたいというふうに考えてございます。

二つ目には、第8条で労働関係法令の遵守状況について報告を求めることにしてございますが、この規定によりまして、特定県契約に係る業務に従事する労働者の賃金水準、社会保険の加入状況を確認することで適正な労働条件の確保を図っていききたいというふうに考えてございます。

○斉藤信委員 余りにも確たるものがないですね。公契約条例の制定を求めてきた最大の理由というのは、下請労働者の適正な単価の保証なのです。私の把握では全国の市、区で、16ぐらいの自治体が制定していると思うけれども、市、区の公契約条例は、例えば公共工事であれば公共工事設計労務単価の90%というのはほとんどやっているのです。岩手県の公共工事、建設工事で建設労働者が受け取っている賃金の実態を把握していますか。

○千田労働課長 建設労働者の方々の賃金でございますが、賃金構造基本統計調査によりますと、平成 25 年の建設業の男性の平均賃金でございますが、25 万 8,500 円、全産業の平均が 27 万 8,400 円でございますので、全体の平均を下回っているという状況でございます。

○斉藤信委員 では大工の話でやりましょう。大工の公共工事設計労務単価は、去年は 2 万 800 円だった。そして、建設労働者の実態調査によると平均して 1 万 2,200 円ですよ。これは設計労務単価に対して 59%、これが実態です。このぐらい乖離があるのです。だから、設計労務単価というのはピーク時から比べると本当に半分ぐらいに減って、今やっと回復しつつある。まだピークまで回復していませんけれどもね。しかし上がっても、その 6 割も末端の建設労働者には保証されていない。これ大変深刻なのです。だから、設計労務単価の 9 割は保証する。そうすればダンピング入札ができなくなるということになるのです。

これまで市区町村でやられていた、ここには政令市の川崎市もあります。川崎市と言ったら岩手県に匹敵する人口規模、それを超えるのではないのでしょうか。いわばそういうところでも設計労務単価の 9 割というやつはやっているのです。それで問題が全然起きていない。なぜそこまで踏み込めなかったのか。

現状が深刻なだけに、既に全国ではそういう先進的な実例があり、成果があり、特にそれで混乱も問題も起きていない。私は、請願はそこまで求めていたと思うけれども、賃金条項の制定というのが公契約条例の核心中の核中の問題だったと思うけれども、その点がなぜ盛り込めなかったのか。

○寺本雇用対策・労働室長 御指摘のように、他県の市、区が制定しておりますいわゆる公契約条例の中に、賃金条項を定めている例があるというのはそのとおりでございます。この条項につきましては、自治体の契約業務に従事する労働者の賃金下限額を規定して、最低賃金法に定める最低賃金を超える下限額を設定することによって処遇の改善を図るといった趣旨だという理解をしております。今般、県におきまして、この条例を立案するに当たりまして、広くさまざまな関係団体から御意見を伺いまして、正直に申し上げまして、賃金条項についてはさまざまな考え方とか御意見があることを把握、承知しているところでございます。

したがいまして、今回の条例案につきましては、その点についての集約がなかなか難しいこともございまして、賃金条項については盛り込まなかったということでございます。また、既に条例を制定している県においても同様の理由により賃金条項を設けていないのではないかというふうに承知をしております。

来年度、知事の諮問機関として、岩手県契約審議会というものを条例で設置することとしているわけですが、その所掌事項として、県契約に係る業務に類する方の適正な労働条件の確保に関することというのを盛り込んでおりまして、この審議会の中で賃金条項についてもさらに議論されるというふうに理解しております。

○**斉藤信委員** 今回の答弁で賃金条項についてはさまざまな考え方があって、集約が難しかったと。私はこれは一つの現状だと思います。しかし、請願の採択からかなりの日数を経過しているのに、私、県の努力が足りなかったと思いますよ。この賃金条項というのは労働者にとってはもちろん、経営者にとってもメリットのある話なのです。そのことを通じて、低入札とかダンピングが防止できる。だから、これは本来ウインウインなのです、経営者にとって適正な賃金を確保できる、労働条件を確保できるというのは建設労働者の確保にとってもプラスになる。そういう労働者側と経営者側が同じテーブルで協議がきちんと行われれば、私は合意形成が可能だったと思います。これはそんなに慌ててつくった条例ではないし、請願採択からもう1年半以上たっているのでしょう。

現状としては、それは理解しますけれども、経営者側、そして労働者側、立場は違うけれども、賃金条項というのはどちら側にとってもこれはメリットがある話で、きちんと協議を深めれば合意形成は可能だったのではないかと。その点で、県の対応は個別の聞き取りが中心で、お互い胸襟を開いて話し合う、合意形成をするという点では極めて不十分だったのではないかと思います、いかがですか。

○**寺本雇用対策・労働室長** さまざまな御意見があるというふうに申し上げましたけれども、経営者側の方々と、労働組合の方々を含めて懇談会を開催しまして、その中でいろいろな御意見もいただいたところがございます。お話のように、賃金については経営者側についても例えば、払いたくなくて、安ければ安いほどいいと思っているわけではない、できれば上げたいということもございまして、そういう意味でも、ベースとなる基本的なところは御理解し合えるところが相当あると思います。ただ直ちにこの条例をつくりまして賃金条項を入れるのはいかがかということも御意見として当然あるわけございまして、賃金条項を入れるとなりますと施行条例そのものも、経営者の側から見ると手間がかかるというのがありますので、そういう実態を踏まえつつ、条例を運用しながら、さらに検討を進めていく必要があるのかなと思っております。

○**斉藤信委員** 3年後の見直し、審議会も設置されて適正な労働条件の確保については大事な検討課題になるということですから、今後に委ねたいと思います。

条文に沿って、第4条、県の責務、これはえらい簡潔なのですね。この条例の目的を達成するために総合的な施策を推進するというのは、具体的に県はどういうふうに具体化して、進めるということになりますか。

○**千田労働課長** 第4条の県の責務のところの規定いたしました総合的な施策を推進するの部分でございますが、これは具体的な条文でいいますと第6条、第7条、第8条までの事項を指すというふうに整理してございます。第6条は県の取り組みをまとめる。第7条は、賃金、社保に関する法令遵守を契約の相手方に求める。第8条は、その遵守状況を確認する。この三つを総合的な施策というふうに位置づけてございます。

○**斉藤信委員** 第6条で県の取り組みをまとめる。これは年次報告書みたいに、公契約にかかわる取り組みをまとめて公表すると、こういう意味ですか。

○千田労働課長 第6条に基づきまして取りまとめる入札契約上の県の取り組みでございますが、イメージとしては、各部で一緒にやっていく取り組み集のようなものができ上がるとイメージしております。それは審議会にかかりますので、当然公表されていくということになると思います。

○斉藤信委員 ちょっと戻りますけれども、第2条の定義なのですけれども、県契約、特定県契約の線引き、これは具体的には条例に基づいて検討するというのだけれども、具体的な線引きを大枠で考えているのか。そして、特定県契約というのは報告を求めることができるという対象をこういう形でやるということでしょう。それは、この条例制定の段階で、特定県契約の対象をどういうふうに考えていたのか。

○千田労働課長 たくさんの種類がある県の契約の中で、特定県契約につきましては、いわゆる労働者性が高い契約という観点で、工事の請負、それから清掃等の業務委託関係、そして公の施設の管理を委託する指定管理、これを考えてございます。本来であれば、契約金額にかかわらず、全てを対象にすれば理想的だと思うのですけれども、実際の条例の運用、施行を考えてまいりますと、一定の契約金額での線引きが必要だというふうに考えてございまして、それはこれから審議会でも御意見を聞きながら決めていくこととなりますが、例えば工事であれば3億円とか5億円とかで線引きして、対象にしていくということでございます。

○斉藤信委員 次に、岩手県契約審議会なのですけれども、これは先ほど神崎委員も指摘しましたが、委員7人以内。そして、学識経験のある者のうちから知事が任命する。その学識経験のある者というのは幅広いものなのですね。いろいろな審議会を見ると、いわばその事業に携わっている方々も学識経験として選ばれている例が多いのですが、ぜひ、この契約審議会には専門家はもとより、直接の当事者も含めた構成にすべきではないか。例えば市、区の条例に基づく審議会は、基本的に建設労働組合の代表も入っているのです。だから、私はそういう当事者も含めた審議会にすべきだし、そうしてこそ具体的に実のある議論ができると思いますが、いかがですか。

○千田労働課長 審議会の委員構成でございますが、公契約といいますか、公共調達に知見を有する方々に掘り下げた議論をしていただきたいというふうに考えてございますけれども、そういう方々を、これから実際に探していった結果、当事者である例えば労働団体の方とか、使用者団体の方とかを結果としてお願いすることもあるというふうに考えてございます。

○斉藤信委員 適正な労働条件の確保ということが、私は最も大事なテーマになると思うのですね。その点で実のある、この条例の遂行を管理し、そして見直しに結びつくようなそういう審議会の構成と、審議会の議論ができるようにぜひそうしていただきたいと思っております。

それと、これは県議会でもちょっと問題になったのだけれども、あれは清掃業務でしたか、極めて低額な入札で落札したと。この間の予算特別委員会では、最低制限価格の導入

も必要だという答弁もあったけれども、今の実態をよく把握して、例えば、さっき建設労働者、特に大工の今の実質賃金を紹介しました。清掃業務の委託なんていうのはもっとひどい。最低賃金を保証するというのは最低の話で、一番大事なのは、県が発注する、こういう公共の仕事でワーキングプアをつくらない。そして、そのことを通じて適正な公共サービスの充実を図るということだと思っております。県が発注する公共工事にしても、業務委託にしても安ければ安いほどいいということではない。私は、指定管理者の問題をここでも指摘をしました。非正規が圧倒的に多くて低賃金になっている。そういう実態が改善されるようなものにするために、私は県の対応が大変大事だと思うので、実態を踏まえた条例の執行というか、改善というか、そういうふうに進めていただきたいと思うけれども、これは最後に、部長に聞いて終わらしましょう。

○橋本商工労働観光部長 委員御指摘の点につきまして、低入札あるいはワーキングプアの問題等、この契約に関する条例制定後におきましては、しっかりと実態把握に努めながら、実効性のある形でもって運用なされるように努めてまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 先ほどの神崎委員の質疑の中でちょっと確認したいことがあって質問させていただきます。例えば障がい者に配慮した部分だと保健福祉部から上げてもらうなど、それぞれの部局でというお話ではあったのですが、第3条の基本理念の中の、②の障がい者等というところの中の男女共同参画の推進に配慮した事業活動という部分で、例えば妊娠、出産、育児、介護という部分についての就業規則等については、どちらの部局でそういったものを今後、検討して上げていくのでしょうか。

○千田労働課長 吉田委員からお話あった部分は商工労働観光部の守備範囲になるかと思っております。男女共同参画という言葉は、すごく幅広い言葉でございまして、いわゆる女性の均等待遇だけではなくて、就業に当たっての雇用環境の整備といったところまで全部ひっくるめた幅広い言葉ということで、部局とすれば環境生活部もかかわるかと思っておりますが、今申しあげました雇用環境等々の部分になってくれば商工労働観光部が旗振り役と見ております。

○吉田敬子委員 ここについては、ぜひ女性の雇用環境というところで御配慮をいただきたいと思っております。

もう一つ、契約審議会の委員の構成で7名以内とあるのですが、県の審議会の委員というのは、どちらか一方が3割以内にならないようにということになっているのですけれども、商工労働観光部としては委員の男女比はどのように考えているのでしょうか。

○千田労働課長 審議会の女性委員の割合を高めなければならないのは全庁統一した目標でございまして。この審議会ですべて達成できるか具体的に人選をしてみないとわかりませんが、できるだけ女性の声を念頭に置いてやっていきたいというふうに思っております。

○吉田敬子委員 ぜひ審議会の部分についても女性の委員が登用されるようお願いしたいと思います。先ほどの育児、結婚、出産、介護についても、ぜひ御配慮いただけるよ

うお願いして終わります。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 今回の岩手県が締結する契約に関する条例、これは一言で言うと半歩前進。請願が採択をされて、その趣旨は下請労働者を含めた労働者の労働条件の確保というのが最大の目的でした。それは目的と理念には明記をされましたけれども、残念ながら核心中の核心である賃金条項が入らなかったというのは残念な、今後に残された課題だと私は思っています。

今の審議でも明らかにしたように、県が総合的に施策を展開する中で、そして県の契約審議会が適正な労働条件の確保というのも重要な議題として審議されるということですから、残された課題は、今後の県の取り組みと契約審議会の議論に託したいと思ひますし、ぜひそのためにも当事者を入れた実質的な議論ができるような審議会の構成にさせていただけるように特にお願いをして、不十分だという思いはありますが、賛成をするということを表示しておきます。

○高橋元委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 54 号中小企業振興条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 議案第 54 号中小企業振興条例について御説明申し上げます。議案（その 2）193 ページから 195 ページであります。便宜お手元に配付している資料、中小企業振興条例案要綱により御説明させていただきます。

初めに第 1、制定の趣旨についてであります。中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、県、中小企業者及び県民の責務等を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって持続可能で活力ある地域経済の振興を図り、もって県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与しようとするものでございます。

第 2、条例案の内容については、次のページ、条例の概要により御説明いたします。上から順に、目的は、ただいま御説明しました制定の趣旨に同じです。定義では、中小企業

者、中小企業関係団体、小規模企業者をそれぞれ定義しています。

基本理念は、中小企業振興に当たっての基本的な考え方であり、1、中小企業者の新事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。2、中小企業者による魅力ある多様な就業機会の創出や中小企業者が生産する商品の消費等の促進を図ること。3、中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、その他の関係機関、関係団体が参加し、連携し、協力するように努めることとしております。

関係者の責務等では、県の責務、中小企業者等の責務、県民の役割を定めております。

次に、基本理念に基づき県が実施しようとする基本的施策についてであります。1、中小企業者の自主的な努力の促進は、人、物、金、情報などの経営資源の確保に向けた施策を規定しており、①、人材の確保・育成。②、新たな商品開発や研究成果の事業化、販路の拡大への支援。③、資金の供給。④、経営に関する相談、指導、研修等の体制の整備です。2、地域資源を活用した商品の開発、販路の拡大、新たな地域資源の発掘。3、創業や事業承継への支援。4、小規模企業者への支援。5、雇用環境の整備に対する支援。職業能力の開発、職業相談。6、中小企業者が生産・販売する商品などについての消費の促進、でございます。

次に、基本計画については、中小企業振興に関する総合的、長期的な目標、施策の方向について中小企業者や岩手県商工観光審議会の御意見をお聞きした上で策定し、公表しようとするものです。このほか施策の実施状況の公表、市町村への支援、財政上の措置等を規定しております。

この条例は、平成27年4月1日からの施行を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 今回の条例は、当初、中小企業ということではない形で提案をする予定だとされましたが、今回中小企業に、小規模事業者に限定をして条例を起す、商工団体等の要望もあって制定されたということは評価をいたしたいと思います。

そこで、今後の中小企業の抱える問題点などを指摘しながら、どのような具体策を講じようとするのか。まさに第7条で示してある人材の確保及び育成並びに事業活動について、広報活動を行うこと、それにかかわる基本的施策の中にある自主的な努力の推進という部分です。もちろん、これは経済活動ですから、中小企業はみずからの努力によって経営資源を確保して社会に貢献をするということに変わりないわけですが、ここで申し上げたいのは、やはり人口が減っているということなのですよ。

今卒業式シーズンですから、各県立高校の卒業式などを見ますと、特に私の地元のような小中規模校のところに行きますと、まず卒業生が往時の3分の1強なのです。2分の1ではないですよ、3分の1なのです。そこで勢い、労働集約型の産業に従事するという形では、その確保については大変困難どころか、雲行きが本当に明るさが見えないというの

が間近に見えるわけです。それでなおかつ、今の社会情勢ですから、親も子もどうしても社会に飛び出す覚悟がなかなかできていない。そうすると企業がまず3年から5年、社会教育もしなければならぬという実態もあります。それはちょっと横道にそれましたが。

いずれ人材の確保については、ずっと大規模企業の志向が強くなっていく中で、若干地元に残るといった志向も強まってきましたが、とにかく絶対数が少なくなってくるので、そのところで中小企業の魅力であるとか、自主的な努力によって、社会に貢献しているだとか、そこら辺のアピールは行政のほうでもしっかりとやる必要があるというのが1点で、その具体策について、何か考察しているものがあればお願いしたい。

それから、これはちょっと短期的なお話になりますけれども、円安がこのままずっと続くということをごとの評論家など経済学者も言っているわけでございまして、特に燃料、それからさまざまな原料調達において中小企業は大変苦勞している。行政にそのところまで何かやれというのはなかなかこれは難しい話ですけれども、そこに対する円滑な経営資金の融通だとか今までもやってきましたけれども、もう少し手続も簡素化したやり方というのも考えていかなければならないというふうに思うのですが、その点についての課題認識、この2点について、まずお伺いをしたいと思います。

○山村経営支援課総括課長 まず、人材の確保についてでございます。私どもが条例制定に当たって行いましたアンケート、ヒアリング等でも抱えている課題として人材の確保、育成を挙げる企業が一番多くございました。一番喫緊の課題であり、永遠の課題というか、通常時でも大きな課題であろうということも思っております。そういったことから、7条の経営資源の確保の一番基本になる部分として、人材の確保育成という項目も挙げておりますし、制定検討の過程で事業者の代表の方から、岩手の企業を、特に学生、生徒とか、あと親も知らないのだと。そういった働きかけが必要ではないかという御意見もいただき、そういう形にしております。

それで大学等では、今盛んと、従来の就職あっせんだけではなく、企業の社長とか、総務をやっている方とか、営業をやっている方が出向いて企業の本当の姿を紹介したり、県内企業の活動を紹介するような活動をしておりますし、ものづくりの分野では、ものづくり人材育成というような分野に特化して高校段階から企業を知ってもらうとか、今もそういった活動をしておりますので、そういったものも強化していきながら、岩手の地元の企業のよさというか、知名度自体も足りないという御指摘もありますので、この条例を契機としてそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

また、企業に対する資金供給については、県の融資制度を設けたり、あるいは金融機関と連携して会議等を持って資金供給に努めているところでございます。県単融資制度についても、その時折の課題に応じて見直し等をしておりますし、地元金融機関も地元企業に融資するのが大きな役割だという機運がますます強まっております。そういう意味でこの条例でも関係機関が連携して取り組むというのを、基本理念の3番目に大事な柱として盛り込んでおりますので、そういったものに基づいて連携して取り組んでいきたいと考えて

おります。

○**飯澤匡委員** わかりました。今商工団体などの中に入って、中学校、高校あたりから地元企業へ生徒たちを派遣して社会教育の一環としてやっている学校もありますし、それがきっかけになって新規雇用をするということにつながっているようです。したがって、関係機関との連携というお話がありましたが、さらに教育機関と、社会と学校という接点をもっと生かす工夫を積極的にやっていただきたい。さらに生徒には、将来は社会の構成員の責任というのを就業を通じてやるのだということを植えつけておけば、地域に貢献するためには何をすべきかとか、東日本大震災で大いに心を動かされて、そういう職業につきたいというような学生、生徒もいたように、ある程度動機づけというものを、本当に少ない人材の中から地元に着するということは、今大変困難な時代であるし、大企業はいいですよ、非常に情報媒体の力もあるし、力というのは資金力もあるし、そういう意味ではイメージの戦略もできるのですが、また別の面で、地域のいい文化をどうやって継承させていくとか、ある意味、大きな視点と、それから自分たちの生活というか、短期的な部分と合わせ持った、いろいろなことをやる必要があるのだろうと思います。これまで経験したことのない急激な人口変化が来ているわけですから、そのような具体的政策を、この条例を一つのきっかけとしてやっていただきたいと思います。

注文することは多いのですが、いずれここまで至って制定まで来たということは評価したいと思いますし、今後の具体的な政策にこの成果を求めたいと思っております。

○**斉藤信委員** 今回、中小企業振興条例という形で提案されたことは私も評価をしたいと思います。素案が出たときには、飯澤委員も指摘したように、商工業振興条例という産業振興条例でした。これは大企業も含めた産業振興条例で、県内の中小企業の方々が求めている条例制定とはかなり違った。そういう点で、中小企業団体からどういう意見が出され、パブリックコメントではどれだけのどういう内容の意見が出されたのか。大きく見直したということの評価する立場で、見直しに至った経過をまず示していただきたい。

○**山村経営支援課総括課長** 昨年 11 月、仮称商工業振興条例として案をお示しし、商工団体等、一堂に会して意見交換等をいただいて、まず焦点が絞られていない、あるいは大企業が対象になっている等の御意見をいただきました。またパブリックコメントでも、そもその名称を中小企業振興条例とすべきであるとか、大企業も含んでいるので、中小企業者を対象とすべきだ等の御意見をいただきました。

県議会でもいろいろな御意見をいただきましたが、商工観光審議会でも御意見をいただきまして、それらの御意見を踏まえて、中小企業振興という目的を明確化すべきだというふうに考えまして、中小企業振興条例として提案しているところでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。県として一度出した素案をこれだけ大きく見直したという、その柔軟性を正しく評価したいと思います。今後も中小企業団体とか県民の声にしっかり応えた施策を進めていただきたい。

次に、条例の中身に立ち入ってお聞きをしたいと思います。第 4 条に県の責務というの

があるのですが、こことのかかわりで具体的に明記されているものは何なのか。

○山村経営支援課総括課長 第4条、県の責務で、中小企業に関する施策を総合的に策定、実施するというので、その具体的な内容は、第7条から第11条まで、取り組むべき施策の項目、テーマ、内容、そういったものを掲げているところでございます。これらを総合的に取り組んでいきたいというものです。

○斉藤信委員 特にこの中で、第12条において、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な成長を図るため、中小企業の振興に関する基本的計画を定め、その中身もその後を示されています。この中で、知事が基本計画を定めようとするときは、あらかじめ中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるような必要な措置を講ずるとありますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 具体的な方法は条例制定後に検討したいと思いますが、中身とすると、検討会議等を設置して、その会で議論、検討するというのをイメージしております。

○斉藤信委員 中小企業振興条例は全国でかなり制定をされていて、その先進事例を見ると、中小企業関係団体の方々が参加した、今言われたような検討会議とか推進会議で基本計画の案がつくられ、基本計画の進行状況について検討されて、次の施策に生かされるというふうになっているので、審議会というものはあるのだけれども、実践的に中小企業の振興を中小企業団体と県が一緒になって進行を管理し、そして施策を拡充していくということが私は必要なのではないかというふうに思っていますので、今のそういう方向をぜひ具体化していただきたい。

それで、第13条は、知事は毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表すると。これは年次報告を出すということなので、千葉県などでは毎年、毎年公表して、次の施策に生かすという、かなり膨大な事業をしていますので、ぜひこれを参考にしてやっていただきたいと思いますが、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 実施状況の取りまとめ、公表について、具体的には基本計画を定める中で、あわせて検討していくものと考えております。

○斉藤信委員 あと条例には第15条で、県が中小企業振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。ここまで明記をされているので、これまた積極的だと思います。

今まで産業振興というと、岩手県は自動車、半導体、医療ということを目玉にしてきた。しかし、事業所数、県内で働く労働者の数からいったら、たしかこれ知事の演述でもあったと思うけれども、事業所数で99.8%、労働者数で88.1%でしたか。岩手の地域経済を支えているのは、文字どおり中小企業だということからすれば、岩手県が今目玉にしている三つの戦略的な産業に負けないような、それ以上の中小企業対策、中小企業振興、そういう構えでこの条例制定とそれに基づく取り組みを推進する必要があると思いますが、いかがですか。

○山村経営支援課総括課長 分野別の取り組みはそれぞれ必要であり、重要なことだと思います。ものづくり産業とか、例えば食産業とか、企業規模もそれぞれ業種によって異なりますので、それぞれの分野で取り組む必要があると思いますし、その分野にとらわれない企業体に着目して中小企業という観点で施策を行っていくという、重複する関係ですけれども、それらを相まってやっていくことが重要だと考えております。

○斉藤信委員 私、ちょっと欠落したものは大企業の責務ということではなかったかと思うのです。いろいろな責務、県の責務、県民の責務、中小企業者の責務とあるのだけれども、県内の中小企業を振興する上で、大企業の果たす役割というのは、これは重要なテーマではなかったのか。これを明記している条例は少なくないのです。例えばトヨタ自動車は年2回、下請事業者に対して単価の切り下げをずっとやってきたのです。この十数年間で単価切り下げの総額は3兆円ですよ。だから、トヨタ自動車はぼろもうけしても、豊田市内の、愛知県内の下請事業者というのは赤字企業が多数なのです。大企業がいくら栄えても、これだけでは中小企業は振興しないのです。ことし、ぼろもうけしているトヨタが単価の切り下げを凍結する。凍結ですよ、上げるのではなくて。こういう横暴なことを許していたら、中小企業の振興にならないのではないかと。

トヨタ自動車東日本は、トヨタ自動車と同じようなことをやっているのでしょうか。そういう実態は把握しているのでしょうか。そして、大企業が、岩手県内の下請中小企業に果たす役割というのも明記をすべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 トヨタ自動車東日本の中小企業への調達単価の切り下げにつきましては、具体的に承知してございませんが、調達というのはトヨタ自動車本体がコントロールしている部分というのが多いのではないかとこのように承知しております。しかしながら、トヨタ自動車東日本が進出後、部品メーカーを通じて、本県の中小企業に仕事が相当数流れて、実際にその仕事をしているという実態もございます。そういう意味では、電気、電子とは違い、自動車に一回参入しますと長い期間、仕事ができるという状況がございますので、そういうことから、中小企業の方々が自動車産業に参入しているという実態もございます。

○山村経営支援課総括課長 関係機関の役割とすれば、例えば金融機関とか、先ほどお話のあった教育機関とか大学等の試験研究機関が、それぞれ重要な役割を持っていると考えておりますが、この条例では、中小企業振興に中心的な役割を果たす県、その対象となる中小企業者、そして県全体で支えていこうという趣旨で県民の役割、そういった中心部分について規定しているものがございます。いずれ関係する機関が連携して取り組むというのは基本理念であり、施策の中でもそういう形で規定しておりますので、大企業についても相応の役割を果たしていただきながら、中小企業振興を進めていくのが大事ではないかと考えております。

○斉藤信委員 トヨタ自動車東日本は、トヨタ自動車全体で調達しているということであれば、私が指摘した事態がないわけでもない。これは、ぜひ実態を把握してください。今、

フル生産体制で仕事はふえているのだと思うけれども、そのふえた分の利益が還元されているのか。中小企業振興と言えれば利益が還元されなかったら意味がないわけで、本来、大企業が果たす役割というものが明記されるべきだったのではないかと思いますし、県契約の条例については見直し条項がありましたが、この中小企業振興条例は、全体としては積極的なものだけれども、そういうことも含めた見直しというのはどう考えられるのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 条例は中小企業振興に関する基本的な考え方とか、基本的な施策等を定めるものでございます。それで、企業に関する条例でございますので、当然社会経済環境の変化に応じて、適宜見直していく必要があれば、そういった検討をするものであらうと考えております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、私は、中小企業振興条例は当初の素案から大きく見直して、極めて積極的なものになったというふうに思います。その中には総合的な業務計画の策定や、毎年度の実施状況の公表、必要な財政措置ということで、積極的な中小企業者が期待できるものになったのではないかと。ただ最後に指摘したように、大企業の果たす責務というのも中小企業振興に欠かせないテーマだと思うので、こうした課題については実施状況を踏まえながら、ぜひさらなる見直し、拡充を図っていただきたい。

最後に部長、この中小企業振興条例、岩手県は本気を入れて、自動車産業に負けないような取り組みということで推進体制も考える必要があるのではないかと、これは県だけでなく、中小企業団体を含めた体制もなのですが、その点はどうなのでしょう。

○橋本商工労働観光部長 中小企業振興条例が可決された際には、より実効性を高めるために、委員から御指摘もありましたとおり、毎年度、実施計画等の結果や施策の実施状況を公表する、そういうPDCAサイクルを回す作業をしながら、しっかりとしたものに取り組んでいきたいと思っておりますし、これを着実に進めていくことは、絶対必要だと思います。中小企業振興施策は、先ほど大企業とのかかわりもありましたけれども、さまざまな関係の中で、中小企業が持続的に存続できるような関係性の中で取り組むべきものと思っております。現在もいわて県民計画のアクションプランで、中小企業の経営力の向上という位置づけで取り組んできているわけでございますけれども、この中小企業振興条例を契機といたしまして、次期アクションプラン等におきましても、これらをしてこととした形で、望ましい体制についても研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 55 号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○千田労働課長 議案第 55 号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 2）の 196 ページに掲載されておりますが、便宜お手元に配付させていただきました資料、産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例案の概要により御説明します。

1 の改正の趣旨についてであります。平成 27 年 4 月 1 日から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されまして、その中で、職業能力開発促進法の一部が改正されることとなりまして、これに伴い、この条例の規定に関し、所要の整備が必要となったものでございます。

2 の条例案の内容でございますが、今回改正しようとするのは条例の第 3 条第 2 号でございますが、この条項は産業技術短期大学校の産業技術専攻科の入学資格を規定しているところでございます。この規定の中で、職業能力開発短期大学校という文言、用語につきましては、法の条項を引用する形で規定しているところでございます。中段の説明と書いてあるところの下の法第 16 条の第 2 項の改正の部分をごらんいただきたいのですが、現在条例で引用しております職業能力短期大学校の条項第 16 条第 2 項が法改正によりまして、箱書きの中に記載のとおり、職業能力開発短期大学校という単独の文言ではなくて、職業能力開発短期大学校等に改正されることになりました。

このため、引用条項を改めることが必要となりまして、その下の条例第 3 条第 2 号の引用条項の改正の部分をごらんいただきたいのですが、法の別の部分の条項、具体的には職業能力開発短期大学校の定義を規定しているところの 15 条の 6 第 1 項第 2 号を引用するように改めようとするものでございます。

3 の施行期日でございますが、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。以上が条例案の概要でございますが、参考までに、今回の条例改正の対象の科となりました産業技術専攻科の概要を資料の 2 枚目に記載してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ほどお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 産業技術短期大学校のことしの卒業生の就職状況、県内就職、あと専攻科の就職状況。あとは来年度の入学、受験者数と合格者数の状況を示してください。

○千田労働課長 初めに、産業技術短期大学校全体の平成 27 年度の入学者の見込みでございますが、応募定員 170 名に対して、現在合格者 208 名となっております。ほぼ前年

度と同じぐらいの合格者数でございます。

それから、ことしの春に卒業します生徒の就職状況でございますが、産業技術短期大学校全体では就職率 94%、うち県内就職は 59.2%でございます。

専攻科に限ってでございますが、平成 27 年 4 月に入る生徒は、定員 10 名に対して、現在のところ合格者 9 名でございます。それから、3 月に卒業します専攻科の就職希望者 6 名でございますが、企業から派遣されている方が 3 名ございますので、それを除いて 6 名全員の就職が決まっております。

○**斉藤信委員** 産業技術短期大学校の入学者は、定員 170 人に対して 208 名の合格者。これはほかのところに流れる学生もいるので、合格者は 208 名ということでしょうか。例年どのぐらいの入学者になるのか、予測は。

それと、前にも聞いたのだけれども、産業技術短期大学校の県内就職が 59.2%ということで、県内の職業訓練というか、そういう短大で 59.2%というのは決して高くないのではないかと。これは、県内では就職先が十分確保できないというのが主な理由なのか。県内への就職率を 7 割、8 割に高めるといふ点でいけば、どういう課題があるのか。それと、専攻科は 9 名のうち 3 名は企業から、6 名が就職ということですが、6 名の県内就職率はどうだったのでしょうか。

○**千田労働課長** まず、応募定員に対する実際の合格者が多いということですが、御指摘のとおり、ほかに流れていく方がいるので、定員を若干オーバーするぐらいのところ落ち着きます。

県内就職率でございますが、計算の仕方を途中で変えないようにしているので、例えば本社が県外にあるけれども県内の事業所に就職するような方も、本社採用ということで県外にカウントしているのですが、実態として県内に勤めている方を含めると 75%か 76%というかなり高い数値になります。実際のところ生徒も、就職指導する指導員も、県内志向がかなり強いのでございますが、いざ就職先を探す段階になりますと、やはり先輩が行っている企業はよく知っていて行きやすいとか、県外のほうが求人票の出方が早くて、早く決めたがっている生徒はそちらを選んでしまうところがございます。

県内就職率をいかに高めるかという問題意識は現場でもかなり強く持っておりますので、非常に地道な取り組みになりますが、まず指導員自身が県内企業をよくわかって、コンタクトを持って、生徒に薦められるようにするというのが一番大事な点と考えてございます。

それから、専攻科の県内就職率でございますが、ことしは県内が 2 名、県外が 7 名でございます。県外のほうが多くなっております。各年によってかなり違いますが、トータルで見ますと県内、県外、大体半々みたいな感じになっています。

○**斉藤信委員** 県内の勤務先を含めれば 75%になるということで、飯澤委員も指摘をしましたが、この中小企業振興策とかかわって、人材確保というのは最大のテーマで、そういう点でいくと、県内中小企業は大変意欲的で、頑張っている企業は少なくないと思うけれども、今言われたように求人を出す時期が遅いという話は、私もよく聞きます。そ

の点では、産業技術短期大学校と県内の中小企業とのパイプというか、交流というか、そういうことを強めながら、県内企業も人材を強く求めているし、かなり即戦力的な労働者を育成していますので、ぜひその点を中小企業振興策の大事なかなめとして強化をしていただきたい。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 139 号労働時間法制の規制強化と安定した雇用の確立を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○千田労働課長 受理番号第 139 号労働時間法制の規制強化と安定した雇用の確立を求める請願につきまして参考説明を申し上げます。

まず、請願事項 1 の労働時間規制の適用除外の拡大についてでございますが、国におきましては、時間ではなく成果で評価される働き方に関する新しい制度の創設を検討してございます。労働基準法では、労働時間の上限である 1 日 8 時間、週 40 時間を超える場合、割増賃金等の支払いを義務づけておりますが、この新たな制度では、年収が労働者の平均給与額の 3 倍相当程度を上回る高度で専門的な業務に従事する労働者につきましては、成果に応じて賃金を支払おうとするものでございます。

また、裁量労働制の対象拡大と手続緩和についてでございますが、裁量労働制とは、業務の遂行方法が大幅に労働者の裁量にゆだねられている業務につきまして、労働時間を実労働時間ではなくて、みなし時間とすることを認める制度でございますが、国におきましては、この対象となる業務の拡大と、制度導入に係る手続の簡素化を検討しているところでございます。

以上、申し上げました新たな労働時間制度や裁量労働制の対象拡大等につきましては、労働基準法の改正案として、今通常国会に法案が提出される予定でございます。

次に、請願事項 2 の(1)時間外労働の限度に関する基準と 36 協定の特別条項についてでございますが、労働基準法に定める労働時間を超えて時間外労働を行わせるためには、労

使で時間外労働協定、いわゆる 36 協定を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要がございます。36 協定において定める労働時間の延長の限度等につきましては、時間外労働の限度に関する基準が定められておりまして、協定の内容はこの基準に適合したものとなるようにしなければならないというふうにされてございます。

ただし、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項つき 36 協定を締結することにより、限度時間を超える時間を延長時間とすることができるとされてございます。

(2)の勤務間インターバル制度についてであります。これは終業時刻から次の始業開始時刻までの間隔、インターバルの最短時間を規制するものでございまして、現行ではトラック、バス、タクシーといった自動車運転者の労働時間につきまして、インターバル規制に相当する基準が定められてございます。

(3)の夜勤交替制労働についてであります。現行では事業の限定はされておらず、労働時間は労働基準法において就業形態等にかかわらず上限が規定されているところでございます。

請願事項 3 の労働者派遣法の改正についてでございますが、国が提出した法律案の概要によりますと、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業、これの区別を廃止いたしまして、全ての労働者派遣事業を許可制とする。派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを派遣元に義務づける。派遣期間終了時の派遣労働者の雇用を継続するための措置を派遣元に義務づける。厚生労働大臣は、労働者派遣法の運用に当たり、派遣就業が臨時的、一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮する。派遣先の同一事業所における派遣労働者の受け入れは 3 年を上限とし、それを超えて受け入れるためには労働組合等からの意見聴取を必要とする。派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の受け入れは 3 年を上限とする。派遣元と派遣先、双方において派遣労働者の均等待遇確保のための措置を強化する。3 年後の見直し検討に加え、正社員と派遣労働者数の動向等を踏まえ、能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合には、速やかに法律の見直しを検討するなどとするものでありまして、今通常国会に法案が提出されたところでございます。

請願事項 4 の解雇の金銭解決制度でございますが、現在政府の規制改革会議においては、労使双方が納得する雇用就労のあり方につきまして、有識者からヒアリングを行うなど議論がなされているところでございます。

また、整理解雇の 4 要件についてでございますが、現行では労働契約法において、解雇は客観的合理的理由と、社会通念上の相当性を欠く場合には定義を乱用したものとして無効とする規定されてございますが、裁判例の積み重ねによりまして、整理解雇につきましては、人員削減の必要性、人員削減の手段としての整理解雇を選択することの必要性、解雇者選定の妥当性、手続の妥当性、以上の四つの要件を満たさないものは無効と判断さ

れているところでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 それでは、岩手県の実態をお伺いしたいと思います。

過労死ラインを超える週 60 時間以上で働く労働者の実態、身体に有害な深夜交替制で働く労働者の実態、それと過労死や過労自死した人数、もしあるとしたらならば数年間お示してください。

○千田労働課長 週 60 時間以上の雇用者の割合でございますが、平成 24 年の数字ですが、岩手県は、雇用者全体の 7.8%。割合が少ない順でいきますと、8 番目になります。

それから、申しわけございません、最後の自死された方の人数等は承知してございません。

交替制労働の産業実態の数字は手元に資料がございません。

○小西和子委員 過労死、過労自死の人数は把握していないということですが、教育現場にはありますので、労働界全体ではどうなのかということをお聞きしたかったのですが、労働時間法制の規制強化が行われることによって、そういうことを防ぐことができると思うわけです。今回法律で決まって、さらにどんどん都合のいいように変えられるのではないかというような危惧がございますけれども、担当部署としてはこのあたりはどのように考えているのでしょうか。

○千田労働課長 現在、国で進めておられますさまざまな法律の雇用ルールの見直しにつきまして、さまざまな御意見があるということは私どもも承知してございます。国の政策審議会の議論を見ましても、双方議論がたくさんあって完全に一致を見ているわけではないと思っております。法律のことでございますし、私どもとすればこれから国会で審議が進められてまいりますので、その動向を注視してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 この法律はとにかく、日本全体の賃金抑制ということが目的ではないかと言われているわけで、働く者のディーセントワークですね、そのような働き方からはほど遠い中身のように考えますけれども、部長はそうだとも言えないと思いますが、どのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○橋本商工労働観光部長 雇用ルールにつきましては、労使がこれまで時間をかけて作り上げてきたものと理解をしておりますし、ルールの見直しに当たりましては、労使がそれぞれ加わった審議会あるいは国会等において十分審議を尽くしていただきたいと考えているところでございます。

また、さまざま見直しに当たって懸念される場合には、厳格な運用とか、乱用防止のための監視機能の強化など、必要な対策もあわせて講じていただければいいのではないかと考えているところでございます。

○斉藤信委員 今回出された請願の背景に労働者派遣法の大改悪、そして残業代をゼロにするという労働法制の大改悪があって、これは二度にわたって廃案になったものをまた安

倍政権が提案してきたという、本当に性懲りのないものです。それで、労働者のためと言いつつ、労働団体はみんな反対しているのですよ。だから労働者のためでなく、本当に大企業のためというのがはっきりしていると思うのだけれども、請願項目に沿って少し実態を聞いていきたいと思えます。

労働時間規制の適用除外の拡大というのがあるのですけれども、これは県議会でも、岩手県の労働時間というのは全国で2番目に長いと、かなり議論になりました。1,900時間でしたか、正確に岩手県の労働者の労働時間はどうなっているのか、岩手県はなぜ長時間労働になっているのか、あと裁量労働制というのは県内でも実施されている企業というのはあるのでしょうか、その点はいかがでしょう。

○千田労働課長 平成25年度の毎月の統計調査から都道府県別の年間の総実労働時間を引っ張りますと、委員からお話ありましたとおり、岩手県は年間1,908時間で、2番目に長い労働時間になってございます。一番目は山形県で1,917時間でございます。

岩手県の労働時間が長くなっている要因について、労働局も私どももつまびらかな分析はできていないのですけれども、所定内の労働時間そのものが長くなっているということがございます。はっきりした要因ではないのですけれども、マイカー通勤の方が多いとか、そもそも労働時間が7時間45分ではなくて8時間になっているのではないかとか、あるいは県民性で一生懸命働くことをいとわないとおっしゃる方もいらっしゃいます。正確な分析はできていないのですけれども、いずれ長いという実態はそのとおりでございます。

それから、県内の裁量労働制の実態につきましてはデータを持ち合わせてございません。

○斉藤信委員 岩手県が全国2番目に長い1,908時間。恐らく10年以上前に1,800時間を目指すというのがありました。1,800時間を目指して長くなっているという逆行現象。こんなときに、労働時間の適用除外を設けるなんていうことをしたら、まさに長時間労働が蔓延せざるを得ないというふうになるのではないかと。

二つ目に、労働時間の規制にかかわって、時間外労働の上限規制の強化ということが、請願では提起されています。36協定の特別条項の基準というのはどうなっていますか。

○千田労働課長 36協定の特別条項でございますが、特別の事情が予想される場合となつてございまして、その特別の事情とは、臨時的なものというふうに規定されてございます。一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要があるものでなければならぬ。全体として1年の半分を超えないことが見込まれるものとなつてございまして、例示的に申し上げますと、予算、決算業務で業務が増大するとか、ボーナス商戦に伴って業務が繁忙になるといったものは認められるわけでございますが、逆に業務の都合で必要なときにそうするというような漠然とした理由では特別条項を設けることができないことになってございます。

○斉藤信委員 大臣告示で月45時間以内というのが告示されているのです。これは、これ以上働けば健康にも障害が起きてしまうという基準だったと思うのですよ。だから、本来45時間というのを法制化して守らせるべきだと思うけれども、この36協定の特別条項

は実際どうなっているかといいますと、大企業の場合、月 80 時間、100 時間ですよ。80 時間というのは過労死ラインなのです。大企業が率先して過労死ラインを超えるような特別協定を結んでいるというのが日本の実態なのです。

そういう意味でこの 36 協定というのは、特別協定というなら、特別ではない異常な長時間労働を合理化するものになってしまう。そういう点で、こういう過労死ラインを超えるようなものまで認めるような特別条項というのは、やっぱり厳しく規制すべきだし、大臣告示で月 45 時間となっているのですから、基本はそこを限度にした法制化というのが必要なのだと思います。

それで、交替制勤務の中で勤務時間インターバル制度で休息時間が保証されないと、特に看護師さんのような交替制勤務、夜勤の場合、本当に大事なのです。そうでなくても 3 交替とか 2 交替の勤務が健康に影響を与えるというのは、これはさまざまな実態調査、研究から明らかになっているのです。11 時間というのはぎりぎりですよ。ところが、それさえ形骸化されますと、これは本当に労働者の健康破壊につながるのだと思うのです。実際に岩手県医療局は 36 協定を結ばないで残業をやっているのです。これは商工労働観光部は厳しく指摘すべきだと思いますよ。36 協定には異常な協定もあるけれども、そもそも結んでいないで残業させているということは、違反行為、脱法行為になるのではないかと思います。いかがですか。

○千田労働課長 即答は難しいので委員会の中で、違法なのではないかという御指摘があったということを医療局にお伝えしたいと思います。

○斉藤信委員 3 項目の正社員ゼロ、生涯派遣につながる労働者派遣法なのですけれども、今度の労働者派遣法は、3 年間採用したら別の人を採用すればいいという規定なのです。だから人をかえればいつまでも派遣を続けられるという規定になって、今までの 3 年を超えたら派遣先が受け入れなければだめだという規定がなくなるのです。まさに生涯派遣というふうになってしまう。そういう意味で、本当に全ての労働団体がこれに反対して、国会で 2 度も廃案になった中身ですから、この請願はぜひ採択をするようにしていただきたい。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」「項目別にちょっと審査してくれますか」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

○飯澤匡委員 討論させてもらいますけれども、趣旨、内容については今、国会で行われ

ている審議に基づいた内容について意見を出すという意味だと思うのですが、気になるのは前段の部分、問題の捉え方がルールを無視したひどい働き方、働かせ方が横行している。さも世間では全ての企業がこのような状況にあるように書いてある。それから、長時間労働が当たり前とされとか、身体に有害な深夜交替制で働く人は1,200万人以上と言われているとか、これは社会全体を見回したうえで、総合的な評価の中で、労働法制がどうあるかというような捉え方ではなくて、どうもゆがんだ状況からの脱却という前提になっているので、前提自体が総合的な評価の上に立っているのかどうかというのをまず議論しなければならないと思うのです。

私たちの会派は、項目ごとにやったらそうかもしれないけれども、前提が違うのだったらどうしようもないという意見です。

○**神崎浩之委員** 私も反対の立場から討論させていただきますけれども、今回の労働時間の規制緩和は、企業の競争力強化や労働者の創造性、高度な能力の発揮に資するように、裁量労働制の新たな枠組みをとということであり、これが可能になればワーク・ライフ・バランスに資するような体制になるのではないかと。

それから、今まで時間制限のない労働者、派遣労働制度についても、全て原則3年までとするという話になっておりますし、あわせて継続を望む場合はキャリアアップ、それから正社員、直接雇用を希望する人には助成金や正社員の直接雇用の転換という内容も組み込まれています。

そこで、多様な働き方を可能にして、単に労働者が不利益になるだけの制度ではないということで、本請願が懸念しております雇用の継続的安定を損なうことや、過重労働、長時間労働を強いるような内容ではないと考えておりますので、我が会派は不採択ということで臨みます。

○**斉藤信委員** 反対の討論もありましたが、この請願の趣旨というのは決して誇張でも何でもないのだと思うのです。例えば岩手県が1,908時間ということは、圧倒的に残業をしているということですよ。残業が当たり前の労働実態になっているということですよ。これは岩手県だけではない。そしてこの請願の趣旨にも書かれているように、過労死ラインを超える週60時間以上が全労働者の1割を占めているというのは、これは統計上明らかになっている実態なのです。だから、そういう現状は極めて深刻だと思うし、そういう中で、例えば非正規雇用は、去年12月の段階で38%ですよ。これが労働者の賃金を下げてきた。その大きな要因が派遣労働の拡大なのです。だから、労働者の実質賃金は18カ月、19カ月連続で下がっているのは、派遣労働、非正規雇用の拡大によって、労働者全体が下がってきた。そういう中で、それを改善するのではなくて、派遣労働をさらに拡大する。今現実に長時間労働なのに、その歯どめさえなくしてしまうということでもいいのか。労働者のためになるのだったら労働団体は賛成するのですよ。労働団体全体が反対しているというのは、これは労働者のためにならないという立場でやっているわけです。だから、2回も国会では廃案にされてきている。

私はそういう意味で、今、国会に提案され、議論をされつつあるわけですが、全国2番目に長時間労働の岩手からその現状を規制する、そういう声を上げるというのは、余りにも当然ではないのかということでひとつよろしくお願いします。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

〔「不採択」「項目ごとに」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

ただいま、一括採決と項目ごとの採決という二つの御意見がありましたが、これについて、一括で採決という方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 それでは、起立少数ということで、項目ごとに採決をしたいと思います。

初めに、本請願の中で、請願項目の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2、(1)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2、(1)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2、(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2、(2)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2、(3)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2、(3)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長において本請願項目に対する採択、不採択を決定いたします。

本請願項目については、委員長は採択とすることに決定いたします。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成しておりますので、事務局に配付させます。なお、文案中、項目 2 の(1)、(2)、(3)は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 以上により、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御意見がなければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

この際、昼食のため 13 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、受理番号第 140 号 2015 年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第 143 号平成 27 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○千田労働課長 受理番号第 140 号 2015 年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第 143 号平成 27 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願について、参考説明を申し上げます。

本県における地域別最低賃金は、岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされてございます。表示単位は就業形態の多様化などの観点から、平成 20 年 7 月から時間額表示に統一されておりますが、現在施行されている本県の地域別最低賃金は 678 円、全国平均では 780 円、最高額は東京都の 888 円となっております。地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該

審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。その引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じてA、B、C、Dの4ランクに分けられており、東京都、神奈川県等はAランク、岩手県ほか16県はDランクに位置づけられております。

岩手地方最低賃金審議会については、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各5名で構成されています。労使代表の委員の任命に当たっては、労働組合または使用者団体に対し候補者の推薦を求め、推薦があった者のうちから任命していると伺っております。なお、審議会は公開することにより率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にしていると伺っております。

次に、事業所に対する指導監督についてであります。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、年間を通じての周知や指導のほか、最低賃金額改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのことでございます。

次に、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策につきましては、厚生労働省と中小企業庁が連携して最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給、経営改善資金融資制度などによる支援を実施しております。

また、県におきましては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通じて最低賃金の引き上げにも反映されるよう努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 この二つの請願とも私は採択をすべきだというふうに思いますが、日本の最低賃金はOECDの各国と比べても、非常に低いレベルになっているのではないかと。そのことが、貧困と格差を拡大させる大きな要因になっているのではないかとと思いますが、欧米各国との比較はわかるでしょうか。

○千田労働課長 労働団体が取りまとめた調査結果となりますが、平成25年度の欧米各国の最低賃金で申し上げますと、購買力平価で換算した額で、スペインが753円、アメリカが817円、イギリスが1,047円、フランスが1,226円、日本は764円となっております。

○斉藤信委員 では、私が新しいデータを。2015年の購買力平価で言うと日本が780円。アメリカは790円だったけれども、1,101円にまで引き上げると、オバマ大統領が表明しました。私の資料では、イギリスは964円、ドイツが1,186円、オーストラリアが1,218円、フランスが1,210円、大方は合っているのですけれども、比較して断トツに日本の最低賃金は低いのですよ。特にシングルマザーの方々の就労率はOECD各国の中でも一番なのけれども、貧困率は一番高い。いわば働いていても貧困から抜け出せない。これはなぜかという、最低賃金が低いからですよ。いわば最低賃金ぎりぎり働かされたら貧困ラインから抜け出せないという状況になっていると思うのです。

消費税が増税になって、最近の最低賃金の引き上げ額はこの消費税増税分にも達しないと言われております。最低賃金というのは全体の底上げになりますので、貧困と格差をなく

すためにもこれは必要だし、もう一つの中小企業対策については、中小企業に対する抜本的な支援とあわせて中小企業でも最低賃金が守れるようにする。これがセットで提案されているのは大変大事なことだと思います。中小企業には一律ではなく、例えば、社会保険料の引き下げとか、そういう手法がヨーロッパでは一番効果があると言われていますが、国が基本ですけれども、都道府県も含めて抜本的な支援策を強化して、最低賃金が引き上がっても、中小企業も対応できるようにしていくというのが今回提案された請願の趣旨です。ぜひ採択をいただけるようお願いしたい。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第140号2015年度最低賃金引き上げに関する請願の取扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」「では項目的にやってください」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択、不採択という御意見と、項目ごとの採決という御意見がありましたので、項目ごとに採決をしたいと思います。

初めに、本請願の中で請願項目の1、(1)、アを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1、(1)、アは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1、(1)、イを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1、(1)、イは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1、(1)、ウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1、(1)、ウは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1、(2)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1、(2)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1、(3)、アを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1、(3)、アは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1、(3)、イを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1、(3)、イは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1、(4)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1、(4)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1、(5)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1、(5)は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 2 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 2 は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 143 号平成 27 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案のうち、国宛て最低賃金改

正等に関する意見書の文案中、項目の1の(2)、1の(3)、2、3、4、及び岩手労働局宛て平成27年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目3については、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきたいと思います。

○高橋元委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

3月末をもって、橋本部長は定年を迎えられるということでありまして、ほかにも多数、定年を迎えられ、あるいは異動される方々がおられるということでありまして。長い間、大変ありがとうございました。

皆様を代表して橋本部長から一言お願いしたいと思います。

○橋本商工労働観光部長 発言の機会を与您いただきまして、大変ありがとうございました。

この3月末をもちまして退職することになりました。また、異動する職員を含めて代表して一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

当商工文教委員会におかれましては、各委員の皆様方と真摯に質疑を重ねながら建設的に震災からの復興に向けた取り組みを中心といたしまして、そしてまたそれに関連しての緊急雇用創出事業の一連の事案等についても熱心に御議論をさせていただきまして、私が在任中に、こういった一連の問題についてしっかりと道筋をつけたいという思いで取り組んでまいりましたけれども、いかんせん、私の力量の不足によりまして不十分な形に推移しているということにつきましては大変残念な思いでございます。

いずれにいたしましても、今後とも議員の皆様方と執行部とはこれまでと同様に、しっかりと車の両輪としての議論を積み重ねながら県政を牽引していただけていくことを切にお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、私からの御礼にかえさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。

○高橋元委員長 ありがとうございました。

なお、きょうは、山村経営支援課総括課長のお父様が早朝に亡くなられた中での委員会出席ということで、委員会を代表して心から御悔やみ申し上げさせていただきます。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構でございます。大変御苦勞さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○高橋教育長 先般の常任委員会におきまして、教職員の不祥事に関し陳謝申し上げたにもかかわらず、このたびまた大変申しわけない事態が発生いたしました。大変恐縮に存じますが、重ねて報告とおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

盛岡市内の高等学校に勤務する外国語指導助手、いわゆるALTと呼ばれる米国籍の非常勤職員であります。この職員が合成麻薬であるMDNAを使用したとして東京で逮捕、起訴されていたものでございます。当該職員は先月、勤務校に出勤せずに所在不明となり、捜索願を提出して行方を探していたところ、警視庁四谷警察署に逮捕、起訴されていたことが判明したものであります。

警視庁では事件を公表しておりませんでしたので、県教育委員会におきましては、担当弁護士を通じた断片的な情報しか入手できておりませんでした。先週末に本人との接見が可能となり事実確認等を行ったところ、本人もおおむねその事実を認めたところでございます。

今後の公判の状況なども注視していく必要がございますが、明らかになり次第、法令等に照らして厳正かつ速やかに対応したいと考えております。

また昨晚、盛岡市内の中学校に勤務する常勤講師が窃盗、置き引きでございますけれども、この容疑で逮捕される事案が発生いたしました。詳細な事実は現在確認中ですが、判明次第、委員の皆様にご改めて事案の内容や対応方針について情報提供させていただきたいと考えております。

前回の常任委員会での御報告の後、改めて県内全公立学校に対しましてALTを含む臨時、非常勤職員や現業職員など、常勤の教職員以外の職員も含めた全職員に対する不祥事防止の徹底と法令遵守の取り組みを強力に推進するよう指示したところでございますが、そのような中、不祥事が続けざまに発生する事態となったことは痛恨の極みであり、この場をおかりして深くおわび申し上げる次第でございます。

また、今回のALTの事案を踏まえ、日本の文化にふなれな外国人の職員に対する指導を徹底するとともに、ALTを派遣する自治体国際化協会にも配慮を求めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした形で重大な不祥事が続発していることは教育に対する信頼を揺るがす事態であり、ありとあらゆる手段を通じて現場の教職員の一人一人のところに趣旨が行き届くよう努力してまいります。大変申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第46号高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑予算財務課長 議案第 46 号高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 101 ページをお開き願います。改正の趣旨、条例案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例案の内容によって御説明いたします。

まず、この条例でございますけれども、高等学校の定時制課程等に在学する勤労青少年に対し修学資金を貸し付けることにより、勤労青少年の修学を促進することを目的としているものでございます。貸付金額は月 1 万 4,000 円、過去 5 年間の貸付実績は延べ 20 人になってございます。

条例案の内容ですが、資料の 1、改正趣旨にございますとおり、条文に引用しております財団法人岩手育英奨学会が平成 26 年 8 月 1 日に公益財団法人に移行し、名称変更したことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容でございますけれども、資料、中ほどからの箱囲みにございますとおり、条例中、貸付対象者の要件を規定した第 2 条第 1 項第 3 号につきまして、財団法人岩手育英奨学会を公益財団法人岩手育英奨学会に変更しようとするものでございます。

最後に、3、施行期日でございますけれども、公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありますか。

○岩淵誠委員 短く 1 点だけ。一関第一高等学校附属中学校が設立されて、この春、初めての卒業生が卒業するというので、卒業式が終わりました。大変気になるのは、進学実績とその評価でございます。国立大学の二次試験の合格発表も控えていると思いますので、あくまで中間ということではありますが、現時点での進学実績についてお示しいただきたいと思っております。

○**岩井高校教育課長** 一関第一高等学校附属中学校の1期生の進路に関してであります
が、ただいま国公立大学の後期日程が終わりまして、あす以降を中心に合否が発表される
予定です。前期日程につきましては、3月10日の東京大学の発表で発表が出そろいまして、
学校において集計中ではありますが、こちらで聞いているところによりますと、東北大学に
AO入試等を含めて22名、そのうち医学科に1名合格しております。医学部に関しては例
年に比較して結構人数がふえていると聞いております。残念ながら東京大学は何人か受け
たのですけれども、結果が出ませんでした。ただし、医学部に合格している生徒が結構い
ますので、トータルで比較評価していただければと考えています。

○**岩淵誠委員** もうちょっと詳細に。特に開校時に岩手の将来的な人材に寄与する人材を
出すのだということで医学部、それから法学部、いわゆる難関国公立大学に30人という目
標があったと思います。それを達成する見込みがあるのか、もう少し具体にお示しいた
だきたいと思います。

○**岩井高校教育課長** 手元に詳細な資料がありませんので、本当に大ざっぱにしか申し上
げられませんが、医学部に関しましては、秋田大学医学部医学科に3名合格しております
し、先ほど申しましたとおり、東北大学医学部医学科に1名、ほかにも岩手医科大学に地
域枠で1名合格しております。それから、県政課題に上がっております法学部も慶応義塾
大学の法学部に1名合格しております、附属中発足に当たっての県政課題である医師、
弁護士等の確保に向けた進路につきましては、いい方向で結果が出そうだと考えておりま
す。

○**岩淵誠委員** 確認しますが、内進生だけではなくて、外部進学者も含めた数字と理解し
ていいですね。

○**岩井高校教育課長** 内進生、附属中の出身者、それから市町村からの入学者を含めた数
字ですが、その中には附属中生も結構な割合で含まれております。医学部合格者とか6割
ぐらいいは入っています。ですので、附属中から上がってきた生徒、市町村から入ってきた
生徒の間で相互作用が働いて、うまく学校が活性化された、そのような結果が出たと思っ
ております。

○**岩淵誠委員** 当初の目的からすれば、おおむね目標を達成しつつあるというふうに理解
いたしました。いずれ、今後合格者数が確定した段階で、詳細な分析が新年度に行われる
ものと思っていますし、それによって今後のさまざまな方向性が決められるものと理解し
ます。

附属中学校の目的の一つとして、進学実績もそうですけれども、リーダーを育てるとい
う側面があったと思うのです。これは、18歳の春をもってリーダーになったかならないか
というのは、ほとんど意味がないとは言いませんが、ほとんどわからない部分であります
けれども、そういう意味ではいろんな人と接して、いろいろな人の気持ちをわかって、そ
してともに学ぶ環境づくりが必要だと思うのですが、一関一高附属中学校に、仮にハンデ
ィキャップがあるお子さんが入学したいという要望があった場合、受け入れは可能な状況

になっているのでしょうか。これは高校も含めてですけれども、どうですか。

○**藤岡義務教育課長** ただいまハンディキャップを持ったお子さんが入学を希望した場合というお話をいただいたわけですが、現に今年度、そのような希望を持ちながら学校説明会等においていただいたお子さんがいらっしゃいます。県の教育委員会といたしましては、学校とよく協議して、そのお子さんを迎えて、十分に学校教育を受けられる状態をつくることを確認しながら、相手方にもお伝えし、ぜひ受験をお考えくださいというお話をしたところでございます。

○**岩渕誠委員** 私も、最終的には受験に至らなかったと承知しております。内部の環境設備的には受け入れに問題がないものと思っておりますが、詳細はお話ししませんが、断念をした理由には、障害となったものが実は自分の障害ではなくて受け入れるほうの人の問題で断念したというような理由もあるようでございます。バリアフリーになっていて、そこに希望したいのだけでも、学力以外のところで阻まれることはリーダーづくりの前提になりませんから、そういった外部的なところは、ぜひ教育現場のほうでしっかりと対応していただいて、本当のリーダー教育ができるような、またこれからもしっかりとした人材育成に当たっていただきますようお願い申し上げまして終わります。

○**小西和子委員** 教職員の配置、採用について、まず次年度の教職員の配置方針についてお願いいたします。

それから、加配を頼りにさまざまな教育政策を行っているわけですが、加配の方針として、これまでとの違った特徴的なことがございましたらお願いいたします。加配の人数もお願いいたします。

それから小学校3年生、4年生の少人数学級導入というのは加配を頼りに実施してきているわけですが、その学校数と学級数。次年度についてもお願いしますし、導入に至らなかった学校が、今年度は何校かあったようですけれども、その数と理由。

それからすこやかサポートについて、昔は4クラスあれば3クラスについたものでしたけれども、すこやかサポートの配置基準と学校数、学級数。

あと県警の質疑のときにもいろいろ話がありましたけれども、統計では対教師暴力とか子供同士での暴力がややふえてきたように見受けられます。学校生活サポートについて、どのような配置になっているかお伺いしたいと思います。

○**佐藤小中学校人事課長** 小中学校における来年度の教職員の異動につきましては、引き続き東日本大震災津波からの教育の復興に向けた取り組みの推進を第一に学力向上、生徒指導、岩手国体に向けた競技力向上等の重要課題への対応を考慮し、適材適所の配置に努めたところでございます。特に教育の復興に関しては、今年度に引き続き、震災復興に係る国の加配が200名内示されておまして、被災地に重点的な人事配置を行いました。また、被災地域の実情やニーズに配慮し、全県的な視点から内陸地区と沿岸、県北地区との人事交流を積極的に行ったところでございます。

加配配置の方針についてであります。小中学校では少人数指導や、児童生徒支援等が

ございますが、それぞれの目的に沿って、学校、市町村、教育事務所の要望を考慮しつつ、優先度が高いと判断するところから配置しているものでございます。配置方針は、今年度と来年度に向けて変わりはありませんが、ニーズに応じて効果的に配置できるよう、学校や市町村教育委員会の意向を丁寧に取り組み対応しているところでございます。今後については加配の目的、学校の状況を十分に踏まえ、適正に配置し、効果的に運用されるよう支援してまいります。

来年度の具体的な加配の数についてでございますが、まだ正式な数字が文部科学省から来ておりませんので、大まかな数字でありますけれども、指導方法工夫改善が360人くらいで、今年度並みか少し減じられる程度、児童生徒支援も今年度並みの内示が行われるのではないかと予想しております。

次に、今年度の少人数学級についてでございますが、小学校3年生では19校、58学級、4年生では24校、77学級となっております。次に、実施しなかった学校数は、小学校3年生で4校、4年生も4校でございます。その主な理由としては、これまで取り組んできた少人数指導で成果を上げており、継続して取り組みたい、複数の先生が一つの学級に入って指導するチームティーチングにより、先生方の相乗効果といいますか、指導の工夫、改善が期待できるなどが挙げられているところでございます。

来年度の見込みですが、まだまだ児童生徒数の動きがございまして、具体的な児童生徒数、学級数も確定しておりませんので、あらあらですが、小学校3年生で28校、小学校4年生で19校程度が対象になるのかなとつかんでございます。

すこやかサポートの配置基準についてでございますが、児童の安定した学校生活と学習意欲の向上、及び複式指導の単式化等の改善により、基礎学力の向上を主な目的としまして、30人を超えるような学級を有する原則少人数指導加配がない学校、子供の数が多くて、なおかつ少人数加配が行われていない学校は10人から16人の複式学級。複式学級ではあるのけれども、子供の数が非常に多い、このような学級を有する学校に対し、配置することとしております。今年度は104校に104名をすこやかサポートとして配置しているところでございます。

学校生活サポートであります。これは中学校を対象にしております。今年度は83校に106名を配置しております。来年度の配置の見込みは、それぞれの状況を把握しながら、具体的に進めているところでございます。

○小西和子委員 大体今年度と同じようなことで推移するというところでございます。

私が各学校を歩いてお話を伺うと、発達障害の子供たちを手厚く支援したいのだけれども、やはり教職員の数が足りないという声があります。年度途中でもぜひその声に応えていただけるような体制をとっていただければと思います。

次に、沿岸地域の学校への配慮内容等についてでございますけれども、施設設備と教職員の配置、それと子供、教職員、保護者の心のケア、これが今本当に大変な状況になっているというふう聞いております。そのほかに、このことにも配慮したいということがあ

りましたらお伺いしたいと思います。

○宮澤学校施設課長 沿岸地域の学校の施設設備に関する配慮の内容でございます。まず、沿岸の高等学校でございますけれども、これまで防災機能の向上対策としまして環境生活部所管の再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業によりまして、沿岸部の四つの高等学校、平成25年度に釜石、大槌、平成26年度に久慈東、種市、これらに太陽光発電装置を設置してございます。また、平成27年度におきましても5校、高田、久慈、久慈工業、大船渡東、山田、これらに設置する予定でございます。学校の通常の活動に活用することはもちろんでございますが、一時避難所となり得る体育館等のLED照明、街路灯としての電源として活用することが期待されております。

2点目といたしまして、本日引き渡しになります高田高校でございますが、柔剣道場、それから、第二体育館にある備蓄倉庫、簡易厨房等の防災対応施設を設置してありまして、供用開始後に、陸前高田市の避難施設に指定される見込みとなっております。

また、被災した市町村の小中学校については、移転新築の工事を鋭意実施してございます。現在5市町村、13校におきまして、事業が進められてございますが、それらの多くは現時点で1年ないし2年のおくれが生じているということでございまして、県教育委員会といたしましても、これらの市町村に対して、それぞれの状況をよく聞き取りまして、必要に応じて相談、支援、あるいは関係部局、国等への働きかけを行いまして、少しでも早く新校舎への移転が完了するように努めておるところでございます。

そのような中におきまして、個別の施設設備の対応の具体的な事例といたしますと、釜石の唐丹小学校、中学校の仮設校舎への湿気対策がございまして。昨年度、建物の基礎部分の換気口に換気扇を設置いたしました。さらに雨水が床下に流れ込まないように側溝の工事を行ったところでございます。また、湿気のひどい部分がございまして、その部分を今年度から来年度早々にかけて全て交換を終了する予定となっております。また、ほとんど全ての仮設校舎に対しまして、災害復旧事業により暑さ対策としてのエアコンを設置してございます。

今後とも県、市町村の各学校の状況をよく聞き取りまして、施設の面から学校活動に支障が生じないように努めてまいりたいと思っております。

○佐藤小中学校人事課長 小中学校における教職員の配置等に係る沿岸地域の学校への配慮内容についてでございますが、学校等の要望を踏まえながら、復興加配として200人配置する予定でございます。国からの加配200人は今年度と同じ数でございます。このうち189人を沿岸地区に配置する予定であり、学習指導、復興教育の充実、心のケアを大切にした生徒指導の充実、子供と向き合う時間の確保を図る組織強化等に活用されるよう、市町村教育委員会や学校と調整を図りながら進めてまいります。

○大林生徒指導課長 沿岸地域の子供、保護者の心のケアについてでございますが、来年度も13名の巡回型カウンセラーと配置型カウンセラーを沿岸被災地の全ての小中学校に配置することとしております。各学校におきましては、このスクールカウンセラーを活用し

た校内における相談体制が整ってきているところであり、こうした体制により子供や保護者の心のケアに努めているところでもあります。

学校現場における具体的な対応につきましては、まず教員が子供たちの微妙な変化に気づき初動対応を行い、事案に応じてスクールカウンセラーへの対応を依頼。スクールカウンセラーは相談、援助を行うとともに、必要と判断した場合は医療機関等との連携を図るというシステムになっています。また、来年度におきましても沿岸部の教育事務所のスクールソーシャルワーカーを増員し、福祉等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者のサポートに努めてまいりたいと考えております。

○**金田参事兼教職員課総括課長** 沿岸地域の教職員の心のケアについてでございます。今年度に引き続き、沿岸南部教育事務所に臨時看護師を配置し、各所属への巡回健康相談を行いまして、随時教職員の健康相談に対応していく考えでございます。さらには、沿岸地域において、管理監督者を対象とする研修会の開催、専門医でございますスーパーバイザーによるメンタルヘルス相談など専門家の支援を得ながら、復興過程で起きるストレス、さまざまな心理的課題への対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○**小西和子委員** 住宅環境がなかなか整わずに、遠距離通勤をしている教職員もいるやに聞いておりますので、心身ともに健康な状態であるかどうかということのチェックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、いわての学び希望基金についてでございます。現在の孤児、遺児の状況と、次年度の事業の概要と今後の見通しについてお伺ひいたします。

○**小畑予算財務課長** まず、遺児、孤児の状況について、平成 27 年 3 月時点ですけれども、保健福祉部と教育委員会で把握している数字で、未就学児が 45 人、小学生が 130 人、中学生が 108 人、高校生が 141 人、大学生以上、就職した方も含みますけれども 198 人と把握をしてございます。

次に、来年度における事業の概要でございますけれども、平成 27 年度の当初予算におきましては、教育委員会関係の事業といたしまして遺児、孤児への一時金あるいは安定基金の奨学給付金の給付、それと低所得被災世帯の生徒への教科書ですとか、制服代、修学旅行費用の給付、それから運動部あるいは文化部の部活への参加に対する補助、それと沿岸被災地域の高校生の進学、就職など進路実現の支援に要する経費、それと当分の間、仮グラウンドでの部活動を余儀なくされる高田高校の部活動を支援する経費など 5 事業、合計で 4 億 299 万 2,000 円ほど計上しているところでございます。

今後の見通しでございますけれども、遺児、孤児への奨学給付金につきましては、対象者が大学を卒業する見込みというのが平成 45 年度になってございます。ほかの事業につきましては、当面の事業期間として 3 年程度を一つのサイクルとして実施してございます。いずれにしましても、事業費等につきましては、年度ごとの予算の編成の中で決められていくというものでございますけれども、継続すべきものは継続し、新たなニーズを踏まえた事業等があれば積極的に活用して、必要な支援については継続してやっていきたいと思ひます。

っております。

○**小西和子委員** 次に、被災児童生徒就学援助事業についてですけれども、平成 25 年度分までしかわからないということですね。

○**宮澤学校施設課長** 実績におきましてはそのとおりでございますが、計画ベースの数字はございます。

○**小西和子委員** では、その計画ベースをお伺いしたいと思います。

○**宮澤学校施設課長** 被災児童生徒就学援助事業でございますが、市町村ごとの支給状況であります。平成 25 年度に認定された児童生徒は合計 3,590 人、これは全児童生徒の 3.5%に当たっております。援助額は約 4 億 7,000 万円となっております。また、平成 26 年度の計画ベースによりますと、認定児童生徒は 3,294 人でございます。これは全児童生徒の 3.3%になります。援助額は約 4 億 8,000 万円となっております。若干ふえておりますが、ほぼ横ばいの状況になってございます。

○**小西和子委員** それでは最後に、教職員の死亡、休職についてお伺いしたいと思います。2014 年度、現職死亡の人数、校種別も含めてお願いしたいと思いますし、休職した教職員の人数、割合、推移、それから精神疾患で休職している教職員の人数、割合、推移、それから精神疾患罹患の要因、それともう進めていると思いますが、多忙化解消の対策についてお願いいたします。

○**金田参事兼教職員課総括課長** まず今年度の現職の職員の死亡でございますが、県立学校で 1 人、小中学校で 7 人となっております。次に、14 日以上療養した人数、病気休暇等で休んだ人数ですが、小中学校につきましては市町村教育委員会の所管でございます。当方では把握できておりませんので、県立学校だけで申し上げますと、現時点で、今年度 106 人と把握しております。過去 2 年の数字でございますが、平成 24 年度は 94 人、平成 25 年度は 101 人で、若干ふえているというか、ほぼ横ばいかなというふうに考えております。

それから、いわゆる休職、これについては小中学校のほうも県教育委員会で発令しておりますので、その人数を申し上げます。今年度、小中学校で休職者が 61 名で、うち精神疾患が 44 人、72.1%です。それから、県立学校では長期休職者が 29 人で、うち精神疾患が 20 人、69.0%となっております。なお、過去 2 年では、小中高含めて全体で申し上げますけれども、平成 24 年度 88 人で、精神疾患が 55 人、62.5%。平成 25 年度は全体で 98 人で、精神疾患が 58 人、59.2%となっております。精神疾患での休職者はやや増加している傾向にあると見ているところでございます。精神疾患の要因ですけれども、それぞれ異なるというか、いろんな要因が混ざっていると思います。人間関係であり、職場の状態、自分の仕事の状態、家庭の環境など、それらが複合しているものではないかなと推測しているところでございます。

それから、最後に多忙化解消でございます。これまでも、平成 21 年 3 月の多忙化解消検討ワーキンググループを踏まえまして、県教育委員会とすれば調査、照会、文書の精選と

か、市町村教育委員会では事務手続の簡素化など、それから各学校では行事等の見直し、職員会議の時間短縮などが行われてまいりました。

そこで、より効果のある具体的な取り組みをやっていかなければならないということ踏まえまして、ことしの1月に、職員団体と教職員の負担軽減に向けた協議の場を設置したところでございます。現在、労働安全衛生対策や勤務時間の把握、部活動指導などをテーマといたしまして、順次検討を進めているところでございます。今後も引き続き学校現場の実態を把握しつつ、市町村教育委員会とも連携しながら、教職員の勤務負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 精神疾患の割合がふえてきたというのは非常に気になるところです。盛岡市で教職員の時間外勤務時間調査ということで1カ月間、時間外労働を調査したのですね。100時間以上時間外労働をした教職員が51人。小学校3人、中学校48人。それから、80時間以上勤務した教職員は162人、小学校37人、中学校125人。いつ亡くなってもおかしくないというような働き方をしております。本当に何とかしなければならないというふうに思っております。

各学校の話聞いて歩きますと、休職して復帰しても無理はさせられないのですね。となると担任は持たせられないという方が各学校に何人かずついらっしやる。その中で、講師にまで担任をお願いしたりしている学校もあるわけです。みんな疲れ果ててしまうと。ですから、その前に精神疾患にかからないような勤務の仕方をしていかなければならないと思うので、労働安全衛生法だと50人以上の学校に置くということになっていますけれども、各学校でも労働安全衛生体制の確立は喫緊の課題だと思いますので、そういうところに力を入れて、何とか死者を出さないような学校現場にしていだければと思います。教育長に所見を伺って終わります。

○高橋教育長 教員の多忙化につきましては、これはOECD調査等にありましても、日本の教育環境というのはかなり厳しいということがございます。

そういう中で、文部科学省におきましても、全国的な課題として、チーム学校というようなことで、直接的な教職員だけではなくて、地域を挙げて学校を支える体制を検討されておりますので、その動向等も見きわめながら、適切に本県としても対応していくというように考えております。それから、教職員の精神疾患でございますけれども、さまざまなストレスの中で仕事をしているというのは、この部門だけではなくて、民間企業においてもそういういろいろな環境の中で仕事をしているという状況だと思っております。特に教員の場合には、そういう疾患が出れば直接子供たちに影響があるということで、そういう環境をできる限り改善していくのは、これは極めて大事だと思っております。これは一つのシステム的なものを改善すれば、そのとおり絶対になくなるということではなくて、関係者の皆さんでなるほどなという納得感のもとで一歩ずつ進めていくことが大事だと思っておりますので、ただいいただいた御指摘等も含めまして、具体的な検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○**斉藤信委員** 最初に、子供の心のケアの問題について、今までも議論がありましたので、私もお聞きしたいと思います。川崎市の殺害事件とのかかわりで、今特に指摘されているのがスクールソーシャルワーカーの活用なのです。川崎市の場合は、その活用までいかなかった。教員は何度も家庭訪問をしたり、連絡をしたけれども、結局、連絡がとれなかった。ここで終わってしまっているのです。このお母さんは、事実上、母子家庭で、朝から晩まで働いていて、そのために子供の状況も把握できなかったということが大変悔やまれて話をされていました。

私はさきの委員会でも言ったのだけれども、母子家庭というのは大変な貧困の状況の中で、一方で就学率は世界最高なのです。働いているのです。ダブルワーク、トリプルワークをやっているのです。だから、子供が学校へ行く前に仕事に行く、寝る前に仕事に行ったりする。帰ってきて疲れ切っている。私はそういうところに、スクールソーシャルワーカーが家庭にも踏み込んでさまざまな支援策、関係機関につなぐということが大変重要な課題になっているのではないかと思います。

県内では、スクールソーシャルワーカーはわずか12名の配置ということ。余りにも少ないのではないかと。全国的には、今年度1,186人で、政府は5年間で1万人ふやす目標を決めたのです。大体10倍近い、それだけの緊急性と重要性があるということだと思います。私は本当に思い切ってスクールソーシャルワーカーの配置を進めるべきだと思いますが、現状と今後の見通しについて示していただきたい。

○**大林生徒指導課長** 委員御指摘のとおり、家庭環境とか経済環境等、さまざまな問題を抱えた児童生徒に対して、置かれている環境に働きかけたり、福祉等と連携をすることを目的にスクールソーシャルワーカーが配置されたという経緯があります。ここ何年間か、県教育委員会として雇っているスクールソーシャルワーカーの人数を見ますと、9名というのが昨年度まで3年ほど続いておりました。今年度3名ふやして12名。来年度はまた3名ふやして、その3名を沿岸部の教育事務所のほうにという計画を立てて、今それを履行するように努めているところであります。課題といたしましては、社会福祉士の専門的な知識とか、資格を持った方々が県内にもたくさんいらっしゃるわけですが、その方々は今、職業を持っていて、なかなか学校現場に来るまでの余裕がないということもありまして、いずれ、今年度、来年度の配置についても、県の社会福祉協議会との連携とか、お世話いただきながら、何とか人材確保に努めたいと考えているところであります。

○**斉藤信委員** 来年は3人増員して沿岸に配置するのはいいことですが、確保できない一つの理由に待遇があるのですよ。ほとんど非常勤扱いなのです。だから、高度な資格とか専門的な能力を持ちながら、非常勤ではやっぱり仕事にできない。名古屋市では、常勤を11人採用したという話もあります。高度に専門的な能力を持ったこういう方々は、基本的には常勤として採用するということが必要ではないか。そうしないと今も、退職してから資格を持った人たちがスクールソーシャルワーカーをやるケースがあると思うのです。それを待たざるを得ないようでは、これから全国に1万人ふやすというときには対応でき

ないのだと思います。やっぱり比較的若手の専門家をしっかり確保できるような待遇の改善が必要ではないでしょうか。今の待遇は非常勤でしょう、そこも示してください。

○大林生徒指導課長 現在採用している 12 名のスクールソーシャルワーカーについては全員が非常勤であります。今年度、年間の勤務時数を 420 時間にふやしました。報酬についても改正して、今年度から、有資格者についてはより高い報酬になっていますけれども、今委員がおっしゃったように非常勤扱いを常勤扱いにするということについては、我々の担当だけではなかなか難しいところもありますので、そこは関係部局と相談をしなければならないものかなと思っております。

○斉藤信委員 スクールソーシャルワーカーは本当にまだまだ少数で、子供の貧困が世界で有数の規模になっている中、復興の過程でも貧困がほとんどの子供に影響を与えている。だから学校と家庭を結んで子供たちを見てケアをしないと対応できないというのが、被災地に行って聞いた話なのです。教育長とかに聞くと、落ち着いているといっても、学校に行けばかなり荒れています。現実として、建前と本音はかなり違っているというのがある。仮設住宅で暴れられない、伸び伸び生活できない中で、大人も失業とか何かで貧困であり、それが子供たちに影響を与えている。学校で暴れなかったら発散できないというのも事実なのです。だから、そういうところをつないでしっかりケアしていく必要がある。

もう一つ、先ほどの議論にもあったように、今小中学校にスクールカウンセラーが 63 名、配置をされているのだけれども、有資格者は 29 名なのです。準ずる者が 34 名、この準ずる者というのはどういう人なのか。あと、少なくとも臨床心理士の資格を持ってやられている方々こそ正規職員として採用して長期に働いてもらうということが必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大林生徒指導課長 委員御指摘のとおり、今 63 名の配置型カウンセラーの中での有資格者は 29 名です。全員が非常勤講師ですけれども、その身分につきましてもは震災の復興予算の関係等もあるわけですけれども、関係各課といろいろ相談をしながら考えていかなければならないものだと考えております。

○斉藤信委員 準ずる人はどういう人ですか。

○大林生徒指導課長 準ずる方の資格は、例えば教育現場で 5 年以上教育相談にかかわっている方とか、市町村の適応指導教室で、同じように相談活動に 5 年以上かかわっている方とか、県の非常勤職員とか、市町村の非常勤職員で不登校対策で行っている方々がいるわけですけれども、そういう方々の中で 5 年以上の経験がある方を、いわゆる準ずる方ということで採用しております。

○斉藤信委員 私は聞いていて、有資格者と準ずる者というのは、かなり違いがあるのではないかと率直に思いますよ。臨床心理士というのは、ほとんど大学院卒業ですよ。文字どおり専門的な資格、力量を持った方々。私は、いつまでもこれを非正規の扱いというのは、教育の将来にとっても、働いている方の能力を発揮させるという点でも極めて重大な問題だというふうに思います。その点で、教育長に、先ほどのスクールソーシャルワーカー

一の問題も、せめて資格を持ったこういう方々は、毎年更新するというようなやり方ではなくて、県の教育委員会の職員としてきちっと採用して、長期的にやっていただくということが必要なのではないのでしょうか。

○高橋教育長 スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーの人材確保という観点からいえば、常勤化になれば人材確保上は望ましい環境かと思います。

一方で、現在は国の支援を前提に非常勤職員を配置している。そして、標準法定数の中でスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置については措置されていないという制約要因がございまして、今国で準備されている仕組みを全国的に活用しているというのが実態でございます。

そしてまた、我々も有資格者を確保するというのは極めて大事だと思っております。先ほど大林生徒指導課長からも申し上げましたけれども、職能団体との連携のもとにできる限り有資格者を確保することを一義的に求めておりまして、それでもかなわない場合には準ずる者というようなことで、できる限り子供たちに寄り添った支援ができるような体制を確保したいということで対応しているところでございます。

○斉藤信委員 全然前向きではなかったような気がしますね。資格を持った方が県内ではまだまだ29人ですよ。こういう方はどういう契約になっているかということ、ほとんど毎年請負契約ですよ。本当はかなり貴重な資格と能力を持ちながら、そういう雇用形態というのは、岩手の教育を考えても、今後そういう貴重な人材を安定的に確保していくという点でも解決していかななくてはならないと思います。

名古屋市の例を紹介しましたが、名古屋市はスクールソーシャルワーカーについても正規採用しているのですよ。恐らくスクールカウンセラーもそうでしょう。そういうふうに身分保証をして、中長期的に仕事ができるようにしてもらえれば、この方々はもっと大きな力を発揮するのではないかと思います。

それと巡回型のカウンセラーというのは、復興の問題で他都道府県から派遣なのですね。これは継続してほしいけれども、いつまでもということではないのですよ。私は、この穴埋めが絶対必要になってくると思いますよ。実際に北海道から来ているカウンセラーは、地元のカウンセラーがいないと継承できませんよということも言っております。だから、そこうまく結びつくようにぜひ検討していただきたい。

二つ目に、私は予算特別委員会でも、国連子どもの権利委員会の問題を指摘しました。いやいや人権教育をやっているのだという話があって、それを見せてもらいましたが、子どもの権利条約と人権教育とは全然違うのです。子どもの権利条約というのは何が核心かということ、全ての施策を子供の最善の利益に、というのがその精神であり、同時に子供の意見表明権をはっきりと確立しているのですね。いわば、子供にかかわる施策に当たっては子供の意見を聞くと。意見表明権、これはすごく大事な柱なのです。その上で、私は教育に限って、岩手の異常な教育の問題について3回にわたって指摘をして、それが子供たちの発達について重大な障害になっているということを私は申し上げた。奈良県はちゃん

と小学校の低学年、高学年、中高生向けに、子どもの権利条約の紹介をしているのです。実は、子どもの権利条約には、子どもの権利条約そのものを、全ての行政機関を含めて子供たちにまで徹底しなさい、第3回子どもの権利委員会の最後には、フォローアップ及び広報というのがあって、自国の言語でインターネットを含め広く公衆一般、市民社会組織、報道、若者グループ、専門家グループ及び児童に提供することを勧告すると。勧告の中身は子供にまでお知らせしなさいと、いわば、これは条約上の義務ですよ。

そういう意味で、何度も繰り返し取り上げているのは、まじめに受けとめていないからです。県の教育委員会議としては、議会でこういう指摘がありましたという報告程度ではなく、教育委員会議自身がこの子どもの権利条約、そして、子どもの権利委員会の勧告そのものをしっかり受けとめて、ここにあるように子どもの権利条約の中身、勧告の中身を子供たちにまでちゃんと徹底すると。それが今条約上求められている課題で、日本弁護士連合会が、こういう形でパンフレットまでつくって子どもの権利条約の内容を紹介し、勧告の内容も詳しくやっています。私は、県の教育委員会の取り組みというのは、そういう点でいけば極めて不十分ではないかと思いますが、教育長どうですか。

○高橋教育長 子どもの権利条約につきましては、これまで再三再四斉藤委員と八重樫教育委員長の間で本会議、それからさまざま委員会の場において、いろいろ議論していただいております、その内容については私も十分承知しております。

この間お示しさせていただきましたパンフレットでございますけれども、あの根底には子供たちの人権というものをいかに守っていくか、ということでまさにこの権利条約と共通した部分が極めて多いことから、それを使いながら学校で子供たちの権利をいかに守っていくかという取り組みを具体的に動かしていただいたところでございます。

そして、ただいま御指摘のありました他県の人権教育での子供たちによくわかるような、また別のやり方もあるというようなお話を頂戴いたしましたので、それらも含めまして、今後なお、この人権教育が推進されるように我々検討してまいりたいというように思います。

○斉藤信委員 私がさっき指摘したのは、子どもの権利条約は条約そのものを子供にまで徹底しなさいと。これが条約上の義務ですよと。もう一つは、子どもの権利委員会の勧告の内容も徹底しなさいということが勧告をされているのです。だから、条約上のこれは義務ですよと。そこをしっかりと受けとめて、奈良県のようにやるべきではないですかということを指摘した。県の教育委員会の人権教育というのは、これは子どもの権利条約の一部なのです。子どもの権利条約で一番大事なのは、子供の意見表明権ですよ。あらゆる問題で、あなた方は子供の意見を聞いて子供にかかわる問題を進める。私は、今そういうことは全くやられていないと思います。そういう感覚にもなっていないのだと思います。例えば高校再編の問題でも、当事者である高校生の意見をどう聞くか。これなんかは子どもの権利条約上の大事な義務になってくるのだと思います。あらゆる場で、子供にかかわる問題は子供の意見を聞いて、意見が違った場合には大人と子供が徹底して協議するというこ

とまで書いているのです。

そういうことですので、私と八重樫教育委員長の間では大いに議論しているけれども、そこから進まない。教育委員長は深まっているかもしれないけれども、教育委員会全体としては、残念ながら全体のものになっていないのではないかというのが私の指摘です。これは指摘だけにとどめます。

最後に、きょうは教員の体罰問題について取り上げたいと思います。3月17日付で報告があつて、本当にびっくりしました。40歳代の女性教諭が生徒に体罰をしていたと。この体罰件数が14件ですね。その前は2月16日ですか、2人の教師の体罰事件がありましたね。これも1人は14件の体罰、2人目は37件の体罰ですよ。私はかなり以前に体罰問題を徹底して取り上げたことがあるけれども、異常な体罰が、実際には子供、家庭からの告発で問題になっているのです。私は、学校現場が隠してきたのではないかと。何でこんなに十何件、三十何件もの体罰が今まで把握されなかったのか。私は学校の体質に重大な問題があるのではないかと思うけれども、今私が取り上げたのは3件の体罰ですが、なぜこんな異常な体罰が今まで放置されてきたのか、これが明らかになった経過は何だったのか、示してください。

○**金田参事兼教職員課総括課長** ただいま3件の体罰の処分事案がございました。つい最近の3月17日の体罰の処分につきましては、今年度の2学期以降で遅刻して来たとか、掃除の時間に入つてはいけなところにいるということで、最近起きた事件ですので、なかなか学校全体でもつかみ切れなかったのかなと思っております。

それから、2月16日の2件の処分案件につきましては、かなり以前から部活動指導で繰り返し体罰を行っていたという事例でございました。私どもも学校に、どうして周りの先生は気がつかなかったのでしょうかと聞きましたが、なかなかきれいな答えが返ってこなかった。それなりに力のある部活の指導者ですので、多少見えたけれども、遠慮とかがあったのではないのかなというふうには感じております。ただ、具体的にわからなかったというお答えをされましたので、それ以上の追及はしなかったところでございます。

ただ、中身が、文部科学省からの要請に基づいて調査したのに出でこない、その時点から行われていたのも出でこなかったということが非常に問題であるということで、その点も加味して、その方の処分については考えたというところでございます。

○**斉藤信委員** この3件が発覚した経過を教えてください。

○**金田参事兼教職員課総括課長** いずれも御父兄、それから第三者からの申し出、それから一番最近の案件は、県教育委員会に対する匿名での通報ということでございます。

○**斉藤信委員** 体罰の問題については、一時全県的な点検もあつて、さらにこういう問題ですからね。例えばこの女性教諭の件などは、朝学習の時間に遅刻したので、左ほほを平手で1回たたいた。朝学習なんていうのは授業時間の前でしょう。こんなのに遅刻したからひっぱたくななんていう、本当にこれ子どもの権利条約以前の問題ですよ。民主主義的な感覚、子供の人権を守るという感覚が私は全くないと思いますね。部活動の実績がある、

なしというのは昔から言われている話ですよ。しかし、そんなのは昔の話ですよ。もう体罰で根性を鍛えるような時代ではないのだから、それを見たら絶対に許さない、認めないというような体制を学校の中でつくっていかなくてはならないのではないかと。だから見ても、校長にも言わない、校長も見て見ぬふりをするということなのでしょう。私は、この体質を本当に今度の事件を最後にするぐらいの気持ちで真剣に取り組んでほしい。根絶すると。いじめというのは簡単になくならないかもしれないけれども、体罰は根絶できます。

私はそういう意味で、処分すればいいということではないと。子供に手をかけるということは、だめなのです。教育ではないのです。それは反教育なのです。そういう意味で今回残念ながら、わずかな期間に3件も出た。私は、これまた氷山の一角ではないかという気がします。だから、たまたま3件出たというふうにとめて根絶をしていくという取り組みをぜひ教育長を先頭にやっていただきたい。

○高橋教育長 教職員がかかわる体罰を含めた不祥事につきましては、再三にわたって、この場でおわび申し上げることになり大変申しわけなく思いますし、そういう体質を見直していくべきだという御指摘については、我々は真摯に受けとめなければならないと思っております。

ただいまいただいた話の中で、見て見ぬふりをしている体質があるのではないかとということでございますけれども、本年度、複数回にわたって逮捕事案等が出ている、それから体罰事案も出ているという中で、改めて、各市町村教育委員会を通じて各小中学校、それから県立学校に、我々が仕事をする上で常に衆人監視のもとで仕事をしていることを十分踏まえつつ、そして子供に寄り添った教育をしていくことが大事だということを示唆させていただいております。

そういう強い思いの中でやっている教職員もたくさんおります。一方で、そういう反社会的な行為を行っている者もいるということで、表に出ているのが全てだということではないと思います。したがって、学校を通じていろいろな意見を聞くということのももちろん大事ですけども、学校に言いたくないという子供がいるのも事実だと思います。そういう意味では情報ツールというものを広げて、第三者からの情報提供ということもありがたうお聞きし、それから子供たちが相談する体制も整えながら対応をしていくということが大事だと思います。

いずれにいたしましても、学校教育の中で厳しさということも大事な側面でございますけれども、暴力をふるう、体罰は絶対に許されないということについては、今後ともなお一層浸透するように努力していきたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

3月末をもって定年を迎えられ、あるいは異動される方がおられるということであります。長い間、大変ありがとうございました。

教育委員会の皆様は退席されて結構でございます。御苦勞さまでした。委員の皆様には次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願いたいと思います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、若年者等の就業支援についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付いたしております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。